

武雄市図書館・歴史資料館

図書館システム更新及び運用業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は武雄市図書館・歴史資料館の「図書館システム更新及び運用業務」について、業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル方式により参加者に提案を求め、信頼性が高く、操作性の良いシステムを適切な価格で提供する者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 武雄市図書館・歴史資料館 図書館システム更新及び運用業務
- (2) 契約方法 公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間でリース約定書を締結の上、別途選定するリース事業者と賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年2月28日
- (4) 運用期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日
- (5) 提案上限額 141,190,000円（保守料・消費税及び地方消費税含む）

3 業務の内容等

業務の内容については、「武雄市図書館・歴史資料館 図書館システム更新及び運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の記載のとおりとする。

4 提案者の資格要件

この公募型プロポーザル方式による提案（以下「提案」という。）に参加する者（以下「提案者」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (2) 武雄市の競争入札参加有資格者名簿に登載された者であること。
- (3) 提案書の提出時において、武雄市長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 仕様書の内容を十分に理解し、その内容に沿った提案が可能な者であること。
- (5) 図書館システムの導入について、他自治体への導入実績を有していること。

5 提案者の選定

本プロポーザルに参加する者は、下記により書類を提出し、武雄市役所内に設置する「武雄市図書館・歴史資料館 図書館システム更新及び運用業務 選定委員会」（以下「委員会」とい

う。)の審議を経て、参加の意思を確認することとする。参加資格が確認できた者には速やかに「参加決定通知書」を送付する。

- (1) 提出書類
 - ・(様式1) 参加表明書
 - ・「4. 提案者の資格要件(5)」が証明できる資料
 - ・企業概要説明書
 - ・(様式2) 秘密保持誓約書
- (2) 提出期間 公募開始から令和7年6月5日(木)【17:00まで必着】
- (3) 提出場所 武雄市こども教育部文化課(佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10)
- (4) 提出部数 1部、企業概要説明書
- (5) 提出方法 直接持参するか、郵便・宅配便で送付すること。
※郵便・宅配便の場合は(2)の期限に必着とする。

6 質問及び回答

- (1) 提案に関して質問できる者は、参加表明書を提出した者(参加資格要件を満たすこと)とする。
- (2) 質問書の提出
 - ①提出書類 任意の書式とする。
 - ②提出期間 公募開始から令和7年6月5日(木)【12:00まで必着】
 - ③提出方法 電子メールで提出すること。なお、件名は「プロポーザル質問」とすること。(送付先:bunka@city.takeo.lg.jp)
- (3) 質問の回答
質問に対する回答は、令和7年6月13日(金)を目途に、参加表明書を提出した者(参加資格要件を満たすこと)全員に対して、参加表明書に記載されたメールアドレスへ電子メールにより行う。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

7 提案書の提出

提案者は、下記により書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ・(別紙1)「武雄市図書館システム更新及び運用業務企画提案書等作成要領」に沿った書類を提出すること。
 - ・(別紙5) 図書館情報システム機能要件一覧 ※回答を記入
 - ・(別紙6) データセンター設備要件一覧 ※回答を記入
- (2) 提出期限 令和7年6月16日(月)【17:00必着】
(受付時間は10:00から17:00まで)
- (3) 提出場所 武雄市こども教育部文化課(佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10)
- (4) 提出方法 提案書は直接持参すること。郵便・宅配便、電子メールなどによる提出は

認めない。

8 事業者の選定

(1) 選定の方法

事業者の選定は、委員会が評価基準に基づき行なう。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

委員会に対して、提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行なう。

- ①日時 令和7年6月中旬 ※後日、提案者に連絡
- ②場所 武雄市役所（佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10）
- ③説明人数 1社 6名以内
- ④説明時間 1社 30分以内※プロジェクト推進となる主担当者にて実施すること。
- ⑤質問時間 1社 10分程度
- ⑥必要な資料及び機器等は提案者が用意すること。

(3) 審査

委員会において各委員が評価基項目「提案書内容評価」および「プレゼンテーション評価」を審査基準に基づき採点を行う。その採点結果と機能要件表の採点及び価格の結果について、各委員の平均点を算出し、基準点以上の提案者の中から最高点者を優先交渉権者とし、契約に向けて交渉を行う。なお、最高点者が2者ある場合は、価格が低かった者を優先交渉権者とする。ただし、価格も同額であった場合においては、委員会における多数決により順位を決定する。

(4) 評価基準

委員会における評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

- ① 提案書内容の評価（350点）
- ② プレゼンテーションの評価（50点）
- ③ ソフトウェア機能要件評価（500点）
- ④ 価格（100点）

合計 1,000点 ※基準点600点

(5) 審査結果の通知

委員会における審査結果は速やかに通知する。また、交渉権第2位以降となった者については、順位を通知内容に加える。ただし、一定のレベルの提案が無い場合等には、第2位以降の順位をつけない場合がある。

9 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した提案者は失格とする。

- (1) 前記「4 提案者の資格要件」を満たさない者

- (2) 提案書の提出期限に遅れた者
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングに遅れた者

10 契 約

(1) 契約方法

- ①委員会で審査された結果、第1位の提案者に対し、武雄市図書館・歴史資料館 図書館システム更新及び運用業務の第1位交渉権が与えられる。
- ②武雄市長は、第1位交渉権を与えられた者と契約の締結交渉を行い、合意に至った場合はリース約定書を交わすものとし、契約期間に合わせて締結を行うものとする。
- ③第1位交渉権を与えられた者との契約交渉の結果、合意に至らなかった場合または第1位交渉権を与えられた者の本プロポーザルにおける失格事項もしくは不正と認められる行為が判明した場合は順次、次の順位の者を繰り上げて交渉する。
- ④契約の手続きは、武雄市財務規則に定めるところによる。
- ⑤契約締結後において、受託者が本プロポーザルにおける失格事項もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、契約解除に伴う費用は全て受託者が負担するものとする。

(2) 契約内容

契約の内容は、本プロポーザルにかかる仕様書・提案書に基づき決定する。

(3) 契約書

武雄市財務規則に定めるところによる。

11 提案書の取扱

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (2) 提案書は返却しない。
- (3) 提案書は複製する場合がある。
- (4) 提案書は提案に係る選定及び契約以外には使用しないものとする。ただし、武雄市情報公開条例に基づき、提案者の了解を得た上で公表できる部分は公開する場合がある。

12 システム構築業務スケジュール

- (1) システム構築期間 契約締結から令和8年2月28日
 - (2) 新システム稼働日 令和8年3月1日
- スケジュール（案）を提出すること。詳細は、別途協議の上決定する。

13 情報セキュリティ対策に関する事項

受注者は、この契約による業務を処理するにあたって、武雄市情報セキュリティーポリシーに基づき、情報資産等（情報システム・ネットワークで取り扱うデータ・システムで出力

される帳票等)の適正な取り扱いを行わなければならない。

14 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者に参加報酬は支払わない。
- (3) 提案及び資料送付に係る費用は、提案者の負担とする。

附 則

この要領は、令和7年5月28日から施行し、業務が完了した翌日にその効力を失う。

<資料送付先>

武雄市こども教育部文化課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9181

FAX番号 0954-23-7585

E-Mail bunka@city.takeo.lg.jp (担当：川浪)